

第3次

佐野市スポーツ推進基本計画



令和4（2022）年3月

栃木県佐野市

はじめに

4月より「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」をまちづくりの基本理念に定めた本市の最上位計画である、第2次佐野市総合計画中期基本計画(以下「中期基本計画」という。)がスタートします。

中期基本計画で掲げるまちづくりの政策の実現に向けて、本市の目指すスポーツ政策を具体的に表現し、その進展を図るための考え方や戦略などを示した第3次佐野市スポーツ推進基本計画を策定しました。



明るく活力に満ちたスポーツの特性を活かし、スポーツを基盤に市民が豊かに暮らすとともに、スポーツツーリズムを推進することにより市外からの誘客を図ってまいります。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活様式は一変し、「新しい生活様式」を前提として、様々な社会活動が再始動する中、新しい計画の4年間は佐野市にとって大変重要なものとなります。令和4年10月の「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」を始め、スポーツ大会やイベントも徐々に再開に向けた準備が始まっています。

本市としても、この機会に「新しい生活様式」を前提としながら、より多くの市民の皆様との協働により、スポーツの持つ力で佐野市を豊かで元気なまち「選ばれる佐野市」に変えていきたいと思えます。

あらゆる年齢の多くの市民がスポーツに関わることで豊かな市民生活を送るとともに、スポーツをきっかけとして市外から多くの人々が佐野市を訪れる、賑わいあるまちづくりの強い力となるよう、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました佐野市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4(2022)年3月

佐野市長 金子裕

目 次

第1章	計画の策定に当たって	1
1.	計画策定の背景と経過	1
2.	計画の目的	1
3.	計画の位置づけと計画期間	3
第2章	本市のスポーツを取り巻く現状と課題	4
1.	市民のスポーツ実施状況	4
2.	競技力の向上とスポーツ指導者の育成	5
3.	地域スポーツの推進	5
4.	高齢者スポーツ、障がい者スポーツの推進	7
5.	スポーツボランティアと市民協働	7
6.	スポーツツーリズム	8
7.	スポーツ施設	8
第3章	スポーツの定義	12
1.	スポーツとは	12
2.	スポーツの社会的意義、役割、効果	12
3.	国・県の動向について	13
4.	本市が考えるスポーツとは	14
第4章	計画の基本方針等	16
1.	基本方針	16
2.	基本目標	16
3.	計画の政策体系	17
第5章	計画の基本施策と事業展開	18
	【基本施策1】スポーツツーリズムの推進	18
	【基本施策2】スポーツを支える環境づくり	24
	【基本施策3】クリケットを活用した地域活性化	27
	【基本施策4】生涯スポーツの推進	29
	【基本施策5】競技スポーツの推進	33
	【基本施策6】スポーツ施設の整備と運営	35
第6章	計画の進捗管理・推進体制等	37
1.	計画の進捗管理	37
2.	スポーツ関係団体の組織力強化と連携体制の強化	37
3.	多様な財源の確保	38
第7章	資料編	39
1.	佐野市スポーツ推進基本計画策定委員会設置要綱	39
2.	佐野市スポーツ推進審議会条例	40
3.	第3次佐野市スポーツ推進基本計画策定の経過	41
4.	用語解説	42
5.	主なスポーツ施設	44

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と経過

本市では、平成26(2014)年3月に策定した第1次佐野市総合計画後期基本計画にリーディングプロジェクトとして「スポーツ立市」を掲げ、平成26(2014)年に第1次佐野市スポーツ立市推進基本計画を、平成30(2018)年に第2次計画を策定し、「スポーツ立市」の実現を目指した諸施策を展開してきました。

第1次、第2次の計画期間で、スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、多くの市民が、「する」、「みる」、「支える」*1という形で、それぞれのスポーツ活動に参加しやすい環境を提供するとともに、本県で開催される「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」を契機とした競技スポーツの推進にも力を入れてきました。

さらには、スポーツツーリズム*2に力を入れ、「さのマラソン大会」等の大規模スポーツ大会の開催や、佐野市国際クリケット場の整備を機にクリケットの国際大会の誘致に努め、クリケットを活用した地方創生事業にも取り組んできました。

しかしながら、令和元年東日本台風被災とそれに続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツ環境が大きく損なわれました。そのような中、令和3(2021)年7・8月の「東京2020オリンピック・パラリンピック」を境に、ポストコロナ・ウイズコロナ時代のスポーツの価値を見出す動きが活発になり、新しい生活様式を踏まえた取組が必要となっています。

この度、令和4(2022)年3月に上位計画である中期基本計画が策定されました。スポーツ施策は、引き続き、基本目標「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」を推進する施策として位置付けられました。

2. 計画の目的

中期基本計画の基本目標の一つである「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」を推進する部門計画として、前計画の検証と本市の目指すスポーツ政策を具体的に表現し、その進展を図るための考え方や戦略、施策を明らかにします。本計画の基本目標を達成するため、「スポーツツーリズムの推進」、「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」の各施策を推進します。

スポーツを活用した「まちづくり」は、ツーリズム等の外向きの施策の視点だけでなく、地域住民や企業、競技団体等の多様な主体とも連携協力し、行政側も各部門が連携して、地域を挙げて取り組むことが必要です。そうした取組により、世代や地域、ジェンダーや障がいの有無等を超えた地域交流が促進され、「スポーツ・健康まちづくり」につながり、市民の理解度・満足度と市外から見た本市の魅力度と

が、相乗効果で高まることを期待します。

また、計画に沿った事務事業を推進することで、SDGsの目標に対応した、あらゆる年齢のすべての市民がスポーツを暮らしに取り込み、豊かで健康的な生活を実現するとともに、スポーツツーリズムによって市外からの誘客が促進され、スポーツの持つ様々なまちづくりへの効果から、「進化する佐野市」・「選ばれる佐野市」の実現を目指します

なお、従来は本計画の下に個別計画として位置付けていた「アスリート育成プラン」は、計画期間を合わせるため、本計画に統合するものとします。

スポーツの力を活用したSDGs達成への貢献

スポーツ庁においては、SDGsの達成にスポーツで貢献していくとしており、スポーツが持つ人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては、社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。

本市としても、SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、本市の将来像を実現するための目標として、中期基本計画において、SDGsとの関連性が示され、各施策の推進を図ることによりSDGsの達成につなげていくとされました。

本計画では、基本理念や各施策の方向性は、SDGsの理念や目標と重なる部分が多いことから、本計画の目指すべき社会の実現に向けた基本施策ごとにSDGsのゴールを表示し、その推進を図ります。

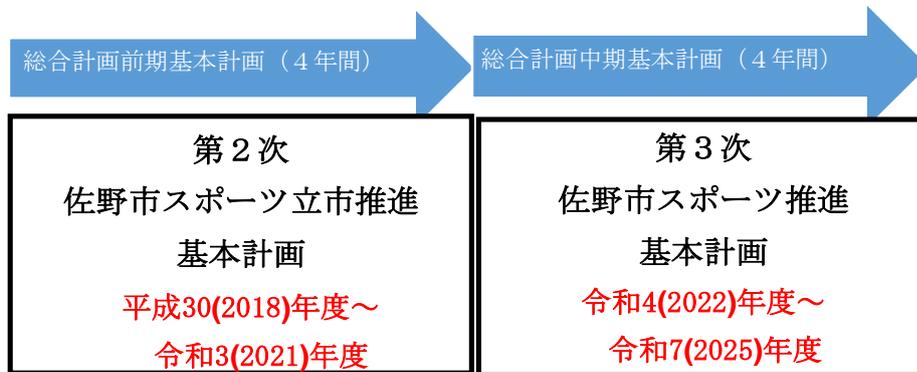
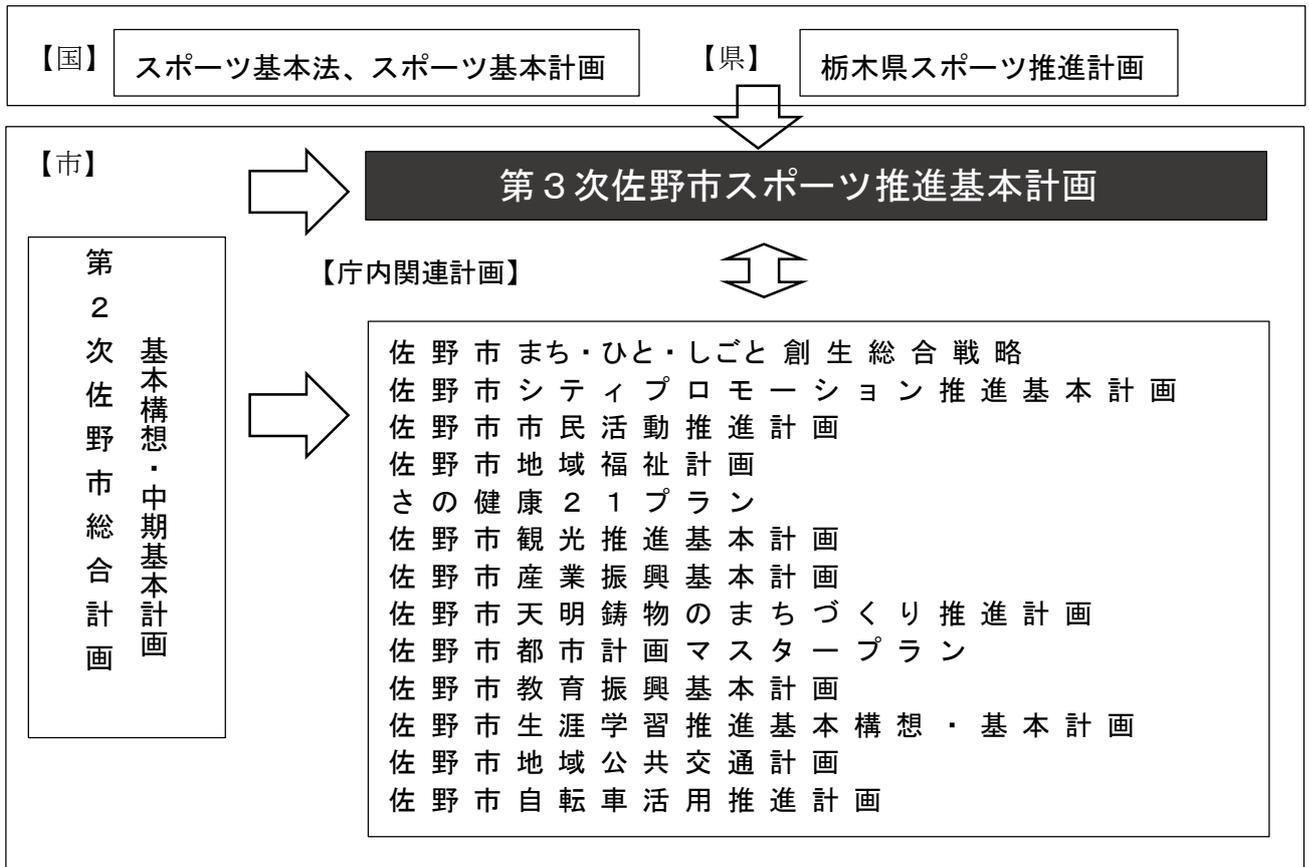


3. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）における地方スポーツ推進計画とします。

また、計画期間は、中期基本計画との整合性を図るため、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までの 4 年間とし、国、県の計画や本市に複数ある個別計画の取組と関連付けや連携をさせながら、スポーツの施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

スポーツ関連計画体系図



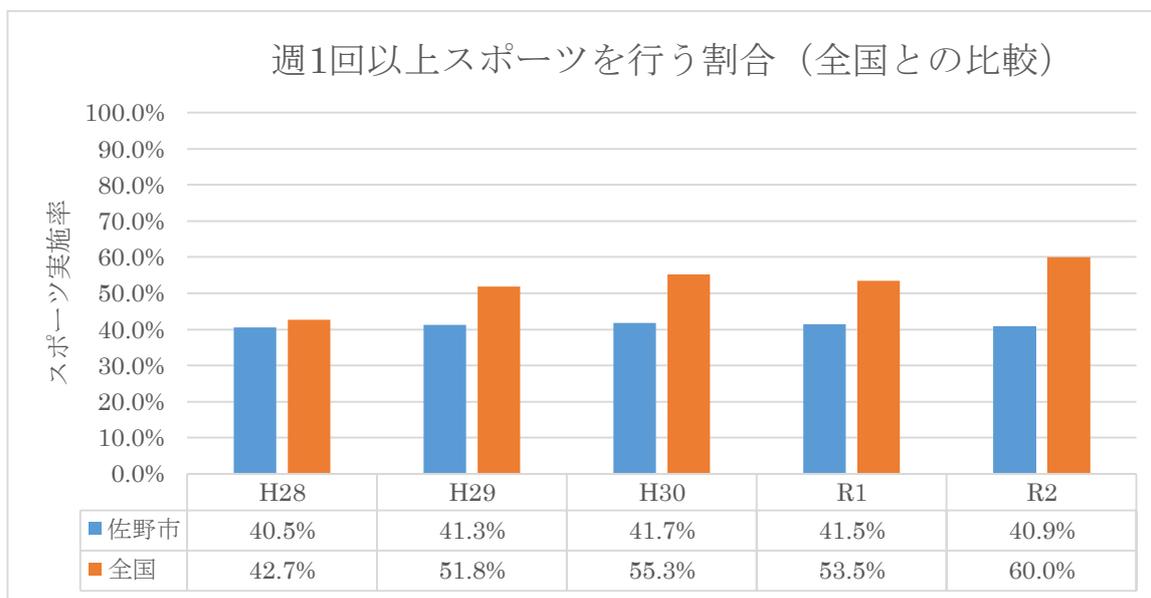
第2章 本市のスポーツを取り巻く現状と課題

1. 市民のスポーツ実施状況

市政に関するアンケートでは、「スポーツ・レクリエーションを週1回以上行う人の割合」は、40.9%（令和2（2020）年度）で近年ほぼ横ばいで推移しています。一方、スポーツ庁が令和元（2019）年11月に実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」における週1回以上のスポーツ実施率は、53.5%であり、全国値と比較して10ポイント以上低い結果となりました。

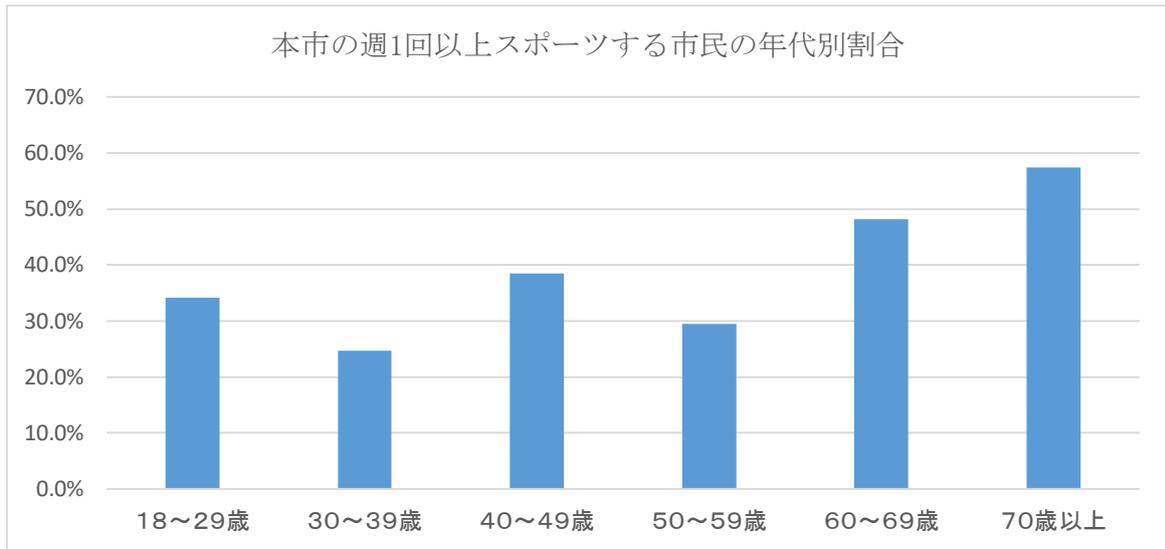
※市政アンケート「スポーツ・レクリエーション活動の回数」 (単位%)

	週3回以上	週1～2回	合計（週1回以上）	活動していない
平成29年度	23.4	17.9	41.3	32.8
平成30年度	24.9	16.8	41.7	31.1
令和元年度	19.6	21.9	41.5	33.9
令和2年度	21.7	19.2	40.9	34.1



また、年齢別に比較すると、20歳代から50歳代までの実施率が低い一方、60歳以上は下の年代に比べ高い数値となっています。なお、全く行っていないと回答した方も3割を超えています。

スポーツを行うことは生活習慣病の予防のために重要であり、長寿社会を迎え健康寿命を延ばすためにも、スポーツにより意識的に体を動かすことが有効と言われています。全年代スポーツ実施率の底上げを図りながら、20歳代から50歳代までのスポーツ実施率の向上を目指す必要があります。



2. 競技力の向上とスポーツ指導者の育成

「佐野市アスリート育成プラン」に基づき、ジュニア世代のタレント発掘事業や専門家を招聘した基礎トレーニング事業の実施、ジュニアスポーツ賞を創設し全国大会等で活躍した小・中学生の顕彰事業を実施しています。また、スポーツ指導者に対しては、指導者向け講習会、上級指導者資格取得費用の一部助成を実施しました。

近年、これまでジュニア選手の育成を支えてきた中学校の運動部活動では、生徒にとって望ましい部活動の環境を確保する観点から、外部指導者との連携による部活動改革が急務となっています。また、少子化による運動部数の減少や指導者の不足により、学校外のクラブチームに加入する生徒が増えています。

【スポーツ賞受賞者数】

(単位人)

	小学生	中学生
平成29年度	19	34
平成30年度	51	40
令和元年度	17	43

【ジュニアスポーツ賞の受賞者数】

(単位 団体,人)

	団体	個人
平成29年度	1	4
平成30年度	—	4
令和元年度	4 (特別賞含む)	—

3. 地域スポーツの推進

スポーツを通じた地域づくりと地域の絆を強める役割として、「総合型地域スポーツクラブ」*3の存在があります。現在、市内で6つのクラブがあり、クラブには子どもから高齢者まで参加し、多種多様なスポーツ



を参加者のレベルや興味に応じた活動を行っています。各クラブは、地域住民が主体となって運営しており、地域住民の交流や青少年の健全育成、さらには地域社会の活性化の場の役割も担っています。

佐野市総合型地域スポーツクラブ一覧

クラブ名	主な活動種目
ジョータロークラブ	ウォーキング、ジョギング、グランドゴルフ、卓球、チアリーディング
犬伏いきいきクラブ	ランニング、ジョギング、剣道、ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトバレーボール、リズム体操
佐野中央スポーツクラブ	バドミントン、太極拳、ヨガ、ソフトボール、水泳、陸上競技
JOHOKUスポーツクラブ	柔道、フットサル、バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、テニス、バドミントン、スポーツチャンバラ、ミニバスケットボール
ためまアスレチッククラブ	エアロビクス、ウォーキング、ランニング、ジョギング、ヨガ、陸上競技、野球、ソフトボール、バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、健康体操、フラダンス、和太鼓（文化活動種目）
葛生わいわいクラブ	バレーボール、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン

（令和3（2021）年10月現在）

また、青少年教育の場の一つとして、本市にはスポーツ少年団*4があります。スポーツ少年団は、スポーツだけでなく、レクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して仲間との連帯や友情、協調性や創造性を養う等の社会教育の分野も担っています。

佐野市スポーツ少年団数

活動種目	団体数	活動種目	団体数
軟式野球	13	ソフトテニス	1
バレーボール	3	柔道	2
ミニバスケットボール	4	剣道	4
硬式野球	2	空手道	1

（令和3（2021）年10月現在）

4. 高齢者スポーツ、障がい者スポーツの推進

高齢者は、青少年と並びスポーツ愛好者が多い世代となっており、健康寿命の延伸と余暇時間の増加により、グラウンド・ゴルフやラージボール卓球等が盛んに行われています。

一方、障がい者スポーツについては、東京パラリンピック等での日本選手の活躍等により、国民の関心・理解が進んだ面もありますが、本市においては人的交流や環境整備等、まだ十分とは言えません。

スポーツは、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、人々の興味、適性等に応じた環境を提供しなければならず、本市では、トイレの洋式化や多目的トイレの設置、施設整備にユニバーサルデザインを取り込んできましたが、多くの施設が老朽化しハード面で課題が多い状況です。

また、ソフト面でも地域の医療、介護関係者等との連携を図り、誰もが、スポーツに取り組める環境を提供していくことが求められます。

5. スポーツボランティアと市民協働

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を支えた大勢のボランティアの活躍は、SNS*5 を通じて世界中から「東京には最高のボランティアがいた」等の絶賛の声が寄せられるなど、参加アスリート等からの大きな感謝と、メディアを通じて伝わったそれら数々のエピソードが、競技自体に劣らぬほどの感動と共感をもたらしました。

また、オリンピックのような大きな国際大会に限らず、各地で行われるスポーツ大会等で活躍するボランティアの役割が、いかに重要で、そしてリスペクトに値するかを確認する機会となりました。

本市スポーツ事業においては、市スポーツ協会各支部、スポーツ少年団、葛生ジュニアリーダースクラブなどの地域団体がボランティアとして、さのマラソン大会や大澤駅伝競走大会等に協力し、大会を支えています。福祉関連の団体でも、障がいのある子どもたちにスポーツの場を提供するスペシャルオリンピックスが活動しています。また、大会運営には市内事業者が協力や協賛、また直接参画するなど、スポーツ振興に大きく貢献しています。

今後は、スポーツと市民、地域団体との連携した取組を推進すること、また、「支えるスポーツ」として活躍されるボランティアの方々、アスリート、市民が、スポーツを通じた感動体験を共有していただくことが、ますます重要になってきます。

6. スポーツツーリズム

本市は、首都圏からのアクセスに恵まれており、さのマラソン大会や大澤駅伝競走大会をはじめとする様々なスポーツ大会に、県内はもとより関東圏から多くの人々が参加しています。また、本市にはハイキングやサイクリング、ゴルフ等を行うのに適した自然環境があり、週末には多くの人々が訪れます。



さのマラソン大会

また、佐野市国際クリケット場のグラウンド整備を機に、クリケットワールドカップ東アジア太平洋予選の開催や、国内外のクリケット大会、大学及び社会人チームの合宿の誘致に伴う誘客強化の効果が上がり始めています。



クリケットプレミアリーグ

推進体制については、平成28(2016)年2月の「佐野市スポーツツーリズム協会」

の設立、平成29(2017)年10月には、ツーリズム協会を引き継ぐ形で株式会社を設立して、既存のスポーツ大会の活性化等を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度末に法人活動を終えることになりました。

今後、社会が新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に回復し、または、スポーツを実施できる環境を確立していく過程において、再び積極的にスポーツ関係団体・企業等と連携し、交流人口の増加と地域活性化を図るために、スポーツツーリズム事業の展開が有効となります。市民や競技団体、民間事業者の自発的な活動を支援するとともに、官民協働による事業の持続的な活動を目指すことも必要です。

7. スポーツ施設

スポーツ施設の利用は、令和元年東日本台風被災とそれに続く新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、施設利用の休止や制限などにより、大幅に減少しました。スポーツの現場でも身体的距離の確保、マスクの着用、体温・健康チェックなどの「新しい生活様式」に沿ったスポーツ活動、スポーツ環境の提供が前提となるなかで、今後の利用の回復が課題となっています。

週末の利用については、各種大会やイベントの開催により、ほぼ100%の利用率となっていますが、平日の利用については、シニア層にターゲットを向けた大会・イベントの開催、市外からのツーリズム利用など、さらなる利用率の向上に向けた

取組を検討する必要があります。

施設整備については、令和4(2022)年の「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」ラグビーフットボール会場(運動公園陸上競技場、第1・第2多目的球技場)、バレーボール会場(アリーナたぬま)の整備・改修が、令和3年8月に完了しました。

既存施設に共通した課題としては、体育館、野球場、プール、テニスコート等、多く施設が建設後約30年を経過し、老朽化が進んでおり、今後も施設の更新、大規模改修など相当な維持管理費が見込まれます。

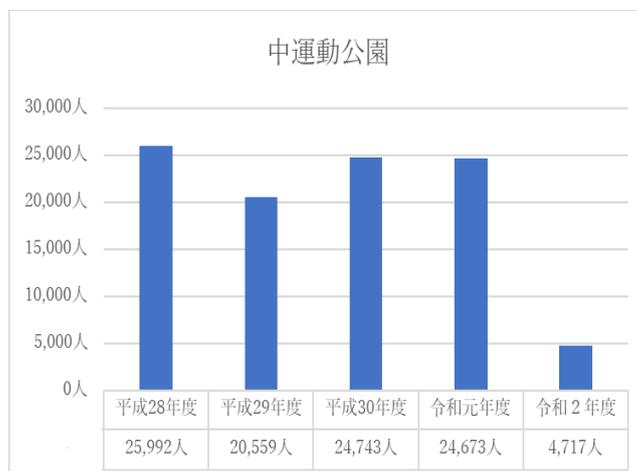
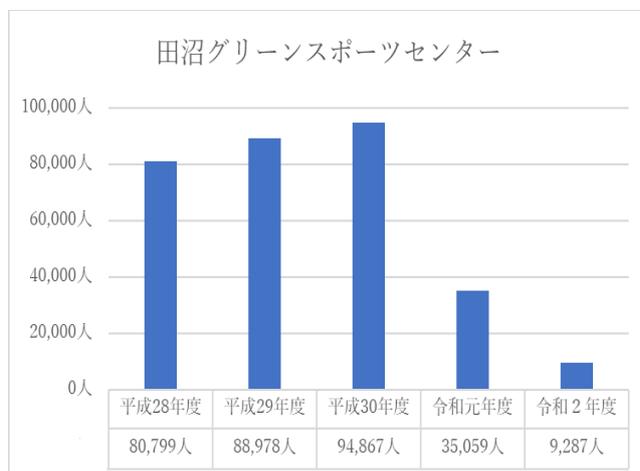
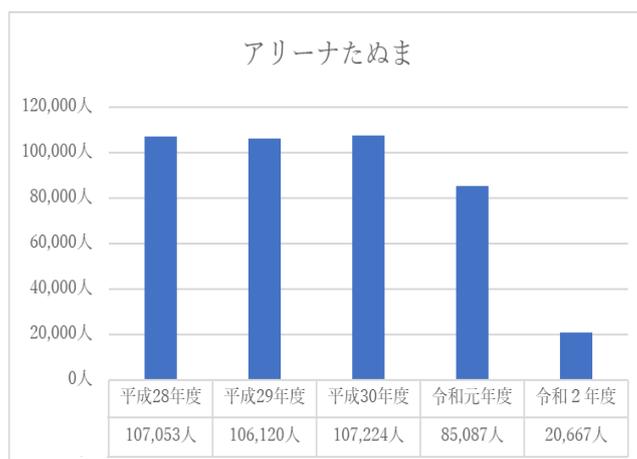
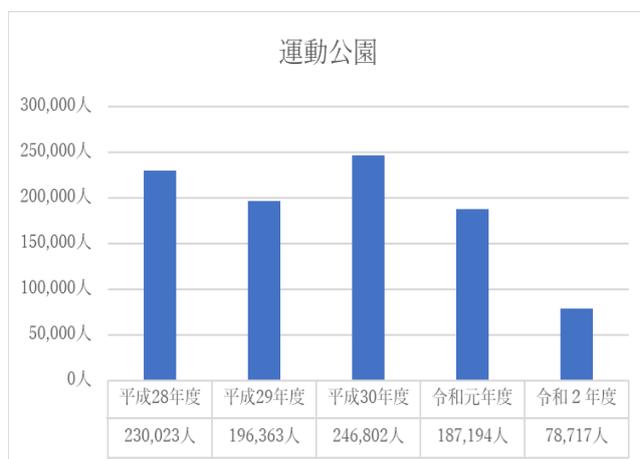
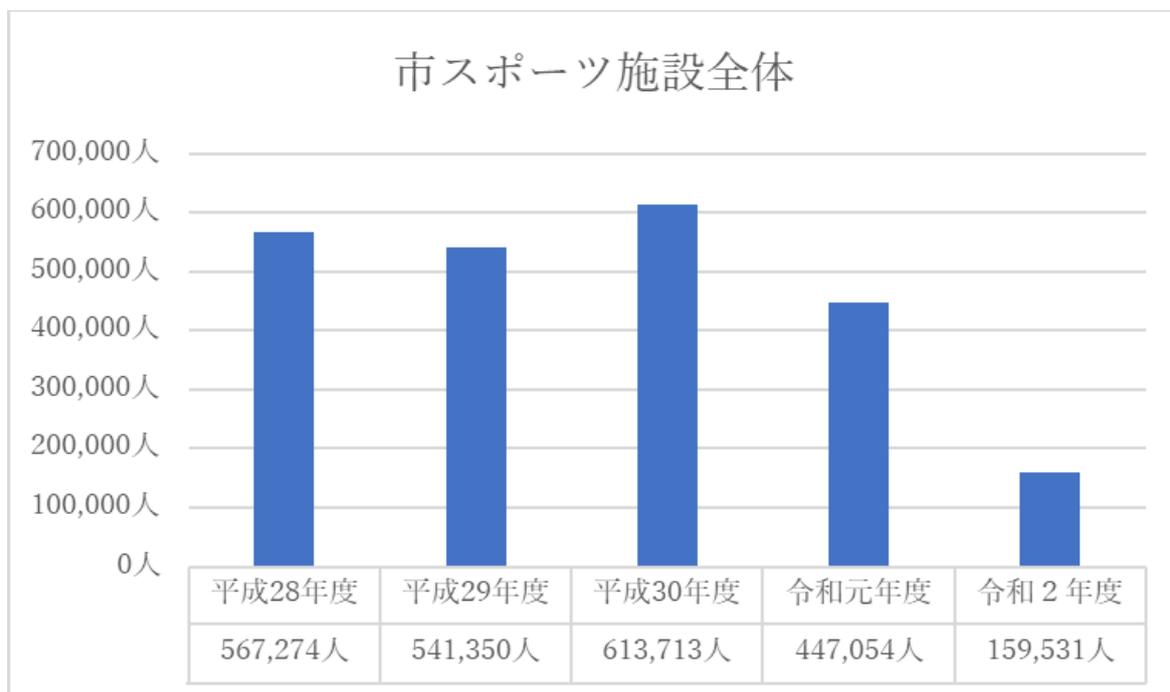


運動公園 第1多目的球技場



佐野市国際クリケット場

○主なスポーツ施設の利用の推移（平成28年度から令和2年度 5年間）



○佐野市のスポーツ施設

名 称	位 置	施 設 の 種 類 等
指定管理施設		
①佐野市運動公園	赤見町2130-2	体育館アリーナ(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球等)
		体育館トレーニング室
		体育館卓球室
		テニスコート(14面)
		野球場(夜間利用は4月から11月まで)
		プール(小中学校夏季休業期間)
		陸上競技場
		陸上競技場(会議室)
		陸上競技場トレーニング室
		多目的広場
		第1多目的球技場(サッカー・ラグビー・野球等)
		第2多目的球技場(サッカー・ラグビー等)
		弓道場
冒険の森		
②佐野市佐野武道館	堀米町167-1	剣道場・柔道場
③栄公園	栄町15	軟式野球場(2面)(夜間利用は5月から10月) テニスコート(2面)
④佐野市アリーナたぬま	戸奈良町21	メインアリーナ(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球等)
		サブアリーナ(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球等)
		トレーニング室
		会議室
⑤佐野市葛生農業者トレーニングセンター	あくと町3092	アリーナ(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球等)
⑥佐野市葛生武道館	嘉多山町3623-1	剣道場・柔道場
⑦佐野市中運動公園	中町345-1	野球場
		多目的競技場(2面)
		テニスコート(6面)
		プール(小中学校夏季休業期間)
⑧佐野市田沼グリーンスポーツセンター	戸室町1592-2	野球場
		多目的競技場(2面)
		テニスコート(8面)
⑨佐野市田沼総合運動場	田沼町1600	陸上競技場兼野球場(2面)
		テニスコート(3面)
⑩佐野市田沼西運動場	閑馬町370	陸上競技場兼野球場(2面)(夜間照明施設は1面のみ)
直営施設		
⑪佐野市国際クリケット場	栃本町300-1	オーバル(2面)、練習ネット
⑫秋山川緑地	堀米町	多目的広場(北・南)
		グラウンドゴルフ場
		サッカー場
⑬旗川緑地	石塚町	サッカー場
⑭渡良瀬川緑地	船津川町	野球場
		ソフトボール場
		運動広場(クリケット場)

第3章 スポーツの定義

1. スポーツとは

「スポーツ」は、体を動かすという人間の根源的な欲求を充足させるもので、「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などが語源です。19世紀には「競技」を意味する「sport」として国際的に使用されるようになりました。

一般的にスポーツは、健康や体力の維持増進といったその効用面から捉えられがちですが、その語源にもあるように、気晴らしや気分転換がそもそもの意味であり、ウォーキングやキャンプ、買い物やドライブなども喜びや楽しさをもたらす活動とすることができます。最近ではコンピューターゲームを複数のプレイヤーで対戦するeスポーツ(エレクトロニック・スポーツ) *6 もスポーツ競技として捉えられ始めています。

また、スポーツは国や地域に固有のものが存在する一方で、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、言葉や生活習慣の違いを越えて誰もが共に楽しみ、競うことができる、世界共通の人類の文化となっています。

2. スポーツの社会的意義、役割、効果

スポーツは、心身の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の活性化、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、社会経済の活力の創造、共生社会の実現、国際交流・貢献など、国民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。

また、「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレス解消」などを目的に、心身ともに健康で、より豊かに幸福な人生を送るため、身体活動だけでなく、精神面も含めた生活の質の向上に効果があります。

さらに、少子高齢化や情報化による人間関係の希薄化などの社会問題に対して、スポーツは、「仲間づくり」「チームワーク精神の涵養」「地域の絆・コミュニティの活性化」など人と人をつなぎ付け、健康で活力に満ちた社会を育むものとして、その重要性が認められています。

そして、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿やスポーツ選手の活躍は、社会全体に勇気と感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献するものです。

その他、「地域の誇り」「都市の魅力」「地域経済の活性化」など、このようなスポーツの効果だけでなく、スポーツの持つ社会的意義が今まさに見直されています。

3. 国・県の動向について

(1) 国の動向

国では、第2期スポーツ基本計画（平成29（2017）年3月策定）において『～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～』を基本方針に掲げ、スポーツの楽しさ、喜びをスポーツの価値の中核にすえ、スポーツ参画人口を拡大し「一億総スポーツ社会」と「スポーツ立国戦略」の実現に向け、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む4つの基本方針と政策目標を定めています。

スポーツ立国戦略を実現していくための4つの基本方針

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツは、共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、「一億総スポーツ社会」を実現する。

(2) 県の動向

栃木県では、「栃木県スポーツ推進計画2025」を令和3（2021）年2月に策定し、「スポーツを通じて夢や感動を共有しスポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向け、3つの施策の柱を設定し、それぞれの目指す姿を示しています。

特に、令和3（2021）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和4（2022）年の「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」の開催に向け、県民のスポーツに対する関心の高まりを絶好の機会と捉え、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての県民がスポーツ活動をとおして、世代や競技レベル、志向などを越えて交流することや関係機関・団体などが協力体制を築いていくことで、県民一人ひとりのスポーツとの関わりや生活がより豊かになるとしています。

栃木県スポーツ推進計画 2025 「3つの柱と15の基本施策」

1 スポーツ参画人口の拡大

- ①子どもの運動習慣の定着と体力の向上
- ②多様なニーズに応じた運動部活動の躍進
- ③高齢者スポーツの振興
- ④女性スポーツ参加の促進
- ⑤障害者スポーツの振興
- ⑥スポーツ活動の推進と充実
- ⑦スポーツを通じた健康増進
- ⑧総合型地域スポーツクラブの質的充実

2 スポーツ施設の充実とスポーツによる地域活性化

- ⑨スポーツ施設の整備と利活用の促進
- ⑩スポーツの成長産業化・スポーツを通じた地域活性化
- ⑪いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会の開催及びレガシーの継承

3 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍する選手の育成

- ⑫次世代アスリートの発掘・育成・強化
- ⑬トップアスリートの強化・確保
- ⑭競技力向上のための環境整備
- ⑮安全でクリーンでフェアなスポーツの推進

(3) スポーツを取り巻く環境

このようにスポーツを推進する国・県の計画には、「スポーツと共生社会」が新たな考え方として盛り込まれ、自立した個人が多様な他者の存在を認め、互いに支え合う全員参加型社会が目指すべき社会としています。また、オリンピックやサッカーワールドカップなどが契機となって経済の活性化や国際化、観光振興などに好影響があるとし、スポーツが動くことにより、これまでスポーツに関わってこなかった様々な立場の人々がスポーツを活用して発展できる可能性があることを示しています。

4. 本市が考えるスポーツとは

(1) スポーツの意義

スポーツを行うことは、体力の向上や生活習慣病の予防などの心身の健康の保持増進に効果があり、爽快感や達成感などの精神的な充足感や、楽しさ、喜び、夢や感動を与えてくれるばかりでなく、スポーツを通じた交流・ふれあいによるコミュニケーション能力の育成や青少年健全育成、家族や仲間、地域社会における絆を強

めるなどの多様な意義があります。

また、スポーツツーリズムに関連する事業や大会・イベント等の誘致の取組では、市外からの誘客の促進等により、本市の新たな魅力、価値の向上、交流人口の拡大と産業振興につながる可能性があります。

(2) 本計画における「スポーツの定義」

「スポーツの定義」

「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレス解消」などにつながる、目的を持って行う身体活動のすべてをスポーツと捉えます。

～スポーツの例～

一般的な競技スポーツ、レクリエーション競技、ダンス、ウォーキング、サイクリング、散歩、ラジオ体操、登山、サバイバルゲーム、ドライブ、スカイダイビング、バンジージャンプ、フリーダイビング、雪合戦、フライングディスク、縄跳び、綱引き、一輪車、ローラースケート、eスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）、アニマルスポーツ（乗馬、馬術等）等

*日常生活で「スポーツを意識した身体行動」も広くスポーツと捉えます。
(エレベーターを使わずに階段利用、農作業、掃除、電車の座席に座らない等)

スポーツ基本法の前文において、スポーツは、運動競技だけでなく、広く身体活動を対象とし、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進などを図るために行うものとしています。

現代社会は、様々な点で便利になった反面、普段の生活で体を動かす機会が減っており、子どもたちも習い事や塾通いなどで、スポーツに取り組む時間が少ないのが現状です。

スポーツを幅広く解釈するようになった今、生活習慣病の予防や体力づくり、ストレス発散などのために、意識的に体を動かすことを心掛け、軽運動をライフスタイルに取り込む人も増えています。

こうした市民の意識の変化に伴い、勝敗を競う従来のスポーツはもちろんのこと、日常生活で意図的に体を動かす身体活動であれば、これをスポーツに含めることとします。

第4章 計画の基本方針等

1. 基本方針

スポーツ政策を推進する目的は、健康増進や生涯スポーツの推進にとどまらず、競技力の向上や、観戦者に感動をもたらす効果、大会等の支援を通じて共感しあう効果などにより、スポーツを通じて地域を活性化し、市民生活をより豊かなものにすることにあります。

その目的に沿って、本市の実情に即したスポーツ行政の方針や取組等について具体的な政策・事業展開を計画し、計画に沿った事務事業を推進することで、SDGsの目標に対応した、あらゆる年齢のすべての市民がスポーツを暮らしに取込み、豊かで健康的な生活を実現するとともに、スポーツツーリズムによって市外からの誘客が促進され、それらスポーツの持つ様々なまちづくりへの効果から、人が行き交い賑わう「選ばれる佐野市」を実現します。

将来像

ス ポ ー ツ で 活 力 と 健 康 あ ふ れ る 佐 野 市 の 創 造

すべての市民がスポーツに親しみ健康に暮らせるまち、スポーツを通して新しい自分に出会うことができるまち「佐野市」を創造します。

そして、スポーツに取り組む市民一人ひとりの意識や行動が、大きな流れとなり、交流人口の増加と地域の活性化を図っていきます。

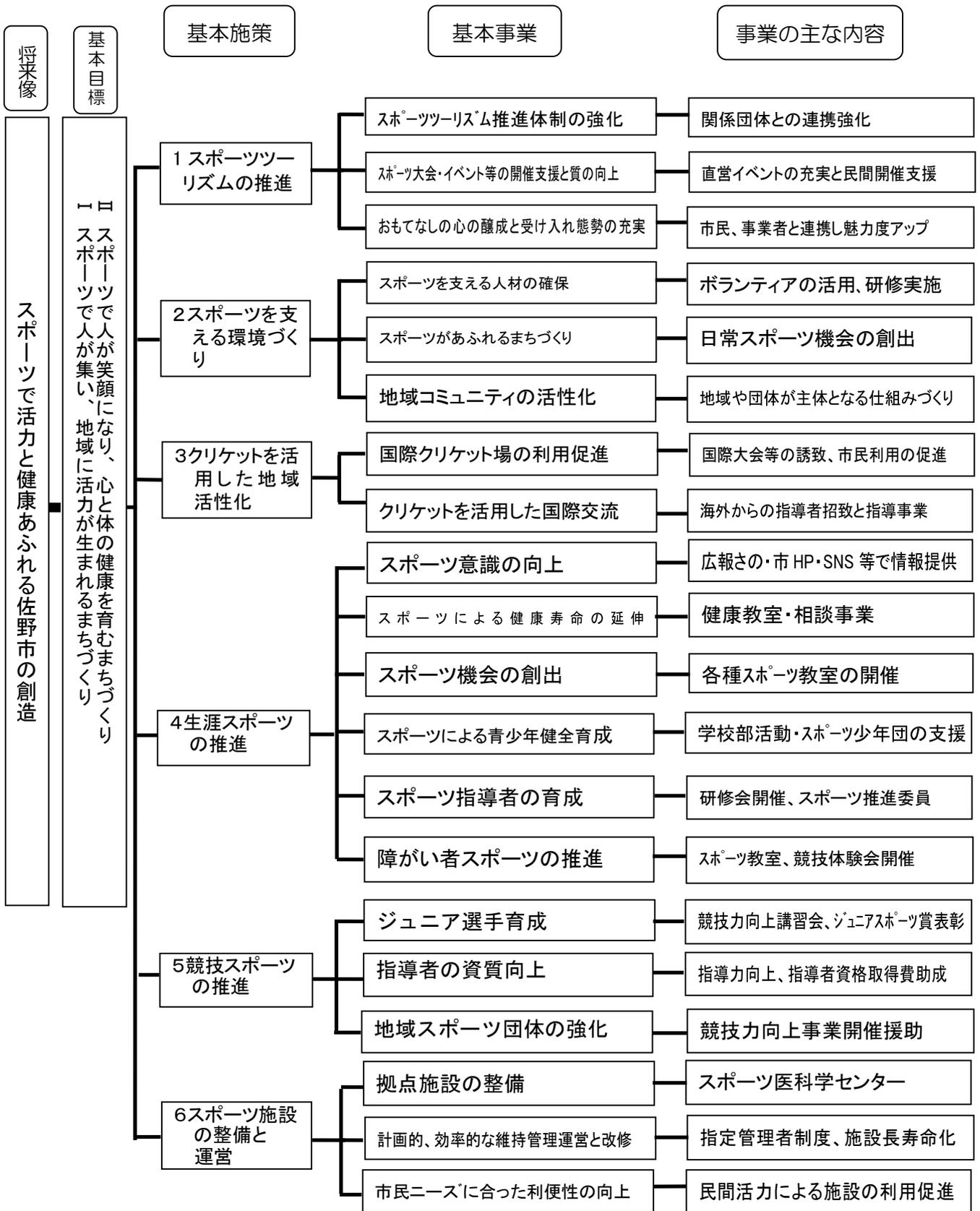
2. 基本目標

将来像の実現に向けて2つの基本目標を定め、今後4年間に総合的かつ計画的に取り組めます。

I. スポーツで人が集い、地域に活力が生まれるまちづくり

II. スポーツで人が笑顔になり、心と体の健康を育むまちづくり

3. 計画の政策体系

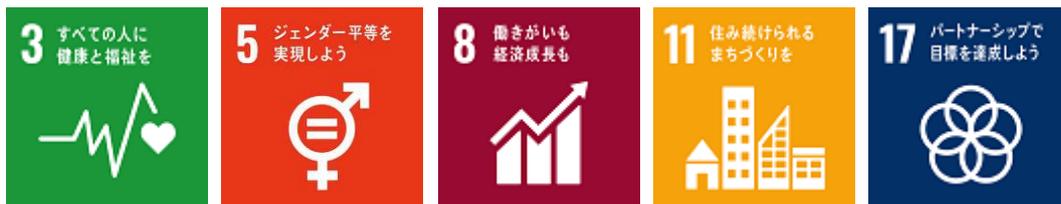


第5章 計画の基本施策と事業展開

将来像と基本目標を実現するため、各基本施策の考え方や具体的な取組内容等について示します。

なお、市民、行政、関係団体等の役割や成果指標を記載し、今後の進め方を明確にします。

【基本施策1】スポーツツーリズムの推進



(1) 基本的な考え方

スポーツツーリズムの推進には、市と市民、スポーツ関係団体、観光事業者が広く連携して本市のスポーツの活力を生み、「スポーツ」と「観光」を戦略的に組合せた誘客事業を展開し、交流人口の拡大による地域経済の好循環を図ることが必要です。

今後は、スポーツ大会やイベントを誘致・開催するだけでなく、地域スポーツの振興にもつながるように、より多くの市民や地元企業、関係団体との連携を強化し、地域内の既存のスポーツ大会の集客力と収益性の向上の手助けとなるような支援の実施や、民間事業者のビジネスノウハウの活用等も検討します。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、スポーツツーリズム事業の本格的な再開を模索します。また、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を上回ることを目標として、多くの観光客から「選ばれる佐野市」を目指します。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツツーリズム推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツツーリズムを官民が連携して推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スポーツコミッション機能を持つ組織の設置を検討 ➢ 「候補DMO」*7である佐野市観光協会と連携し、観光情報、宿泊情報などを充実 ➢ 公共交通機関と連携したサイクルツーリズム推進体制の支援 ➢ 栃木県が設定する「(仮称)栃木県サイクリングルート」の活用

<p>スポーツ大会・イベント等の開催支援と魅力の向上</p>	<p>■ スポーツツーリズムにつながるスポーツ大会・イベント等の開催を支援します。</p> <p>■ スポーツ大会・イベント等の魅力を高め、更なる誘客と経済効果を高めます。</p>	<p>▶ スポーツ団体の組織の活性化と自立支援</p> <p>▶ 民間主催のツーリズム大会・イベントの魅力アップの支援を実施</p> <p>▶ スポーツ施設に依存しない新たなスポーツ大会・イベントの実施</p> <p>▶ 鉄道や高速バス、路線バス等の既存公共交通機関を活用した大会会場への輸送体制強化</p> <p>▶ 大会の褒章品に「天明鑄物」等を活用</p>
<p>おもてなしの心の醸成と受入れ体制の充実</p>	<p>■ おもてなしの心をもった受け入れを行い、本市の魅力を伝える受け入れ態勢や提供するコンテンツの充実を図ります。</p>	<p>▶ 観光事業者等を対象とした研修会等を開催</p> <p>▶ 大会や合宿等の誘致に向けた受入れ方策の検討</p> <p>▶ スポーツ観戦や合宿等をセットにして市内回遊につなげ、地域消費の拡大</p> <p>▶ 佐野らーめんやいもフライ、佐野黒から揚げ等の本市の食資源との連携</p> <p>▶ 大会、イベントでの特産品販売、参加者への商品割引等の実施</p>

(3) スポーツツーリズムにつながる本市の「スポーツ資源」

次に挙げる特徴的なスポーツを活用し、スポーツツーリズムを進めます。

① 「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」

本市では、令和4(2022)年10月に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」において、以下の各競技会を開催します。

関係機関、企業及び市民団体と実行委員会を組織し、競技会の開催はもちろん、選手・関係者が気持ちよく参加できるよう宿泊所の手配、会場輸送等を行います。

第77回 国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」

本市開催種目・開催予定施設

競技名	種 別	開催予定施設
ラグビーフットボール	少年男子(15人制) 成年男子、女子(7人制)	運動公園陸上競技場 運動公園第1多目的球技場 運動公園第2多目的球技場
バレーボール	成年男子	アリーナたぬま

第22回 全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」

本市開催種目・開催予定施設

競技名	障がい区分	開催予定施設
バレーボール	精神障がい者	アリーナたぬま

②クリケット

平成 22 (2010) 年の日本クリケット協会佐野支部の設立を契機に、市内の有志、企業、商工業団体などにより設立された「クリケットのまち佐野」サポータークラブの支援もあり、市内小学校で体育の授業や部活動に導入され、毎年多くの子どもたちがクリケットを体験しています。

また、子どもから大人まで参加できるクリケットイベントは、市内の小学生、ソーシャルクリケット大会から国際クリケット評議会主催の国際大会まで開催するなど、「クリケットのまち」として広く認知されるようになってきました。

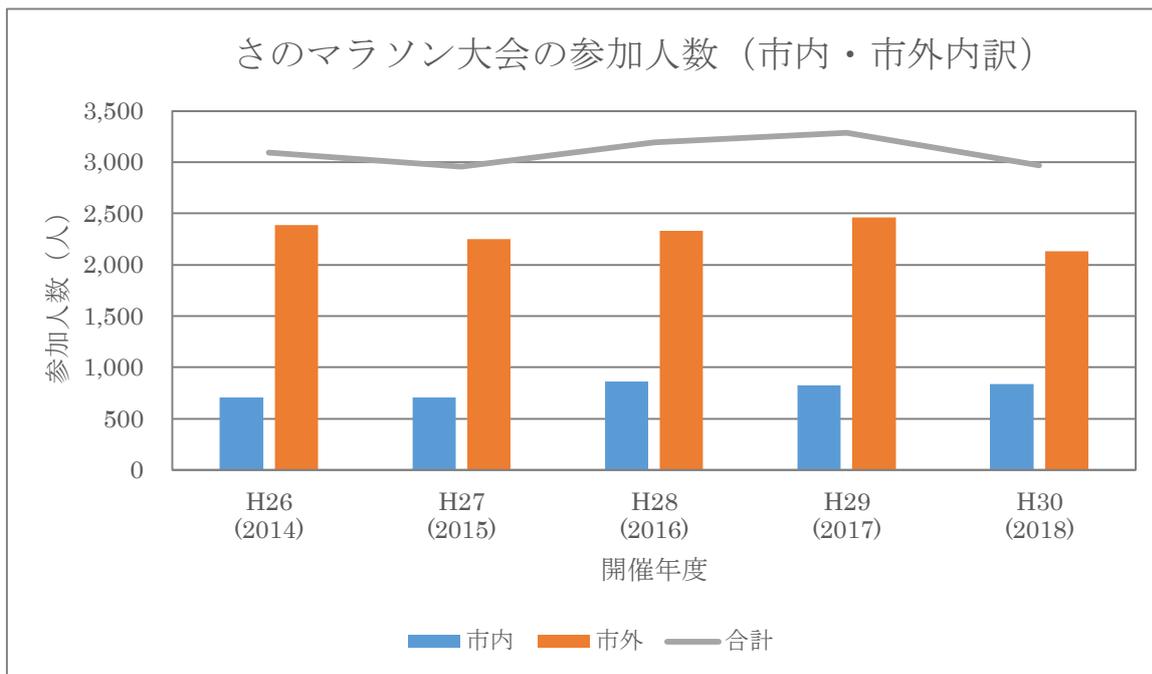
③さのマラソン大会

本市最大のスポーツイベントである「さのマラソン大会」は、市民の参加はもちろん、北は東北、南は九州まで市外から多くの参加があり、本市最大のツーリズムイベントにもなっています。

しかしながら、令和元年東日本台風、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元年度から3年連続の中止を余儀なくされています。この間、コースや大会運営を抜本的な見直しも進めてきましたが、感染症対策を含め再度の見直しが求められます。

今後は、感染症の拡大予防を図りながら、地域の特色を生かし、おもてなし趣向を取り入れた魅力ある大会として参加者の増加を図り、地域の活性化につなげます。





※応援・観戦者等は含みません。

④大澤駅伝競走大会

昭和26年より開催している「大澤駅伝競走大会」は、運動公園陸上競技場を発着地とした栃木県高校駅伝競走大会で使用されるコースで開催するため、東日本の各地から200チームに迫る参加エントリーがあり、全国での活躍を目指す若い長距離選手の登竜門となっています。

今後も、陸上競技の普及と競技力の向上を図ると共にスポーツツーリズムにつながる大会として地域の活性化につなげます。

⑤野球・ソフトボール・サッカー

本市で開催されている市外の人が多く参加する主なスポーツ大会は次のとおりです。

- 佐野市長旗 東日本生涯軟式野球大会
- 関東小学生女子ソフトボール大会
- さのまるカップ（サッカー）
- さのユースカップ（サッカー）

首都圏のメジャースポーツ（サッカー、野球、バスケットボール、テニス等）のチームは、競技施設の不足により満足した練習ができない状況となっています。

そのようなチームを対象に、既存の本市のスポーツ施設のみならず廃校等も活用した施設の提供を行い、本市の観光資源等を組み合わせたツーリズムを進めます。

⑥サイクリスポート

県内のプロサイクルロードレースチームや、市内の自転車を活用した町おこしを推進する団体等と連携しながら、地域におけるサイクリストの受け入れ環境の充実や中山間地域の緑豊かな環境を生かしたサイクルイベントを開催し、サイクルツーリズムを推進していきます。



また、県や他の自治体と連携したサイクルイベント「ぐるとち」に参画します。

⑦シニアスポーツ

本市では、野球、ラージボール卓球、ゲートボール、卓球バレー、グラウンド・ゴルフ、ターゲット・バードゴルフなどの競技で、市民のみならず市外から多くのシニア世代が参加する大会が積極的に開催されています。

シニア世代は比較的時間に余裕があり、消費意欲もあるので、佐野厄除け大師や唐沢山城跡などの歴史・文化施設への回遊や、佐野らーめん、大根そば、いもフライ、佐野黒から揚げ等の本市特産物の消費の拡大、市内蔵元の日本酒やおみやげらーめん等の土産品の購入に大きく貢献しています。

また、競技系のスポーツだけでなく、ハイキングやウォーキングなども、本市観光資源と組み合わせて開催し、誘客につなげます。

⑧プロスポーツ

プロスポーツは、「観るスポーツ」として幅広い年齢層に親しまれ、スポーツ全体の振興に寄与しています。現在、市内にプロチームはありませんが、県内の6競技・7チームが、それぞれ地域に根差した活動を行っており、地域の活性化やスポーツツーリズムの推進に大きく貢献しています。

本市でもプロチームの試合や選手が直接教えるスポーツ教室等が開催されていますが、今後も誘致に努め、スポーツツーリズムにつなげていきます。

⑨エコロジカルスポーツ

本市の約6割は日光足尾方面から続く山林のため、豊かな清流と澄んだ空気の中での溪流釣り、山間部でのキャンプ、サイクリング、ハイキングなどを楽しむ人が訪れています。

本市の恵まれた自然環境を活かし、そば等が名物の農村レストランや野外活動施設といった観光資源とも連携し、豊かな自然環境を活かしたエコロジカルスポーツ

*8によるツーリズムを推進します。

【エコロジカルスポーツの例】

溪流釣り、キャンプ、ハイキング、登山、トレッキング、サイクリング、ドライブ、ツーリング等

(4) 役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツイベントに積極的に参加・観戦・応援します。 ◆本市を訪れる人たちを歓迎する気持ちを持ちます。 ◆スポーツ活動を継続し、地域活性化につなげます。
スポーツ関係 団体（市スポーツ 協会、レクリエー ション協会、総合 型地域スポーツク ラブ等）	◆スポーツイベントの担い手を育成し、より良質なコンテンツ（大会やイベント又はその要素となるもの）を創出・提供し自立した運営を図ります。
民間企業等	◆スポーツイベントにボランティアや協賛等により主体的に参画し、ビジネスチャンスを創出・拡大させ、地域活性化に貢献します。
佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ◆クリケットを始め、さのマラソン大会、大澤駅伝競走大会等のスポーツツーリズムイベントとしての魅力向上を図り、交流人口を増やします。 ◆スポーツツーリズム事業の持続可能な展開を支えます。

(5) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
大会関係者の宿泊を伴うスポーツ大会又はスポーツ合宿参加の延べ人数	445人	3,000人

交流人口の拡大を図ることが必要なため、大会関係者の宿泊を伴うスポーツ大会又はスポーツ合宿参加の延べ人数を指標として採用します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により低い実績値となっておりますが、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を上回ることを目標とします。

【基本施策2】スポーツを支える環境づくり



(1) 基本的な考え方

少子化による人口減少や地域コミュニティの人間関係の希薄化、地域経済の停滞、また新型コロナウイルス感染症への対応などにより、様々な活動が縮小する傾向にあります。そうした停滞気味の現代社会に、今こそ熱気を帯びて観る者を引き付けるスポーツの力が必要となっています。そして、スポーツへの理解と共感、スポーツを支える市民の意識高揚と行動につながります。

そのためには、多くの市民がスポーツを地域で応援したくなる仕掛けを研究し、一人でも多くの市民のスポーツに関するボランティア活動への参画を促すことが、スポーツを支える環境づくりの第一歩となります。そして、選手や参加者との一体感といった「支える」スポーツが生み出す魅力を通して、地域の活性化やまちづくりへとつなげていきます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツを支える 人材の養成・確保・ 活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ大会やイベント等の円滑な運営を支える、ボランティア等の人的資源を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツボランティア制度の定着と活動の充実 ▶ ボランティア研修の実施 ▶ 大会運営の財源確保とボランティア活動への還元 ▶ スポーツ推進委員*9等との連携 ▶ 市民活動センターを活用したボランティアの募集

<p>スポーツがあふれるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツをする人に関心を持ち、支援の心を醸成します。 ■ 日常的にスポーツをする人に配慮した都市環境を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身近にスポーツにふれる機会の創出（新しい生活様式に対応した地域スポーツ・レクリエーション等） ▶ 道路や歩道、公園等の整備改修の際に、スポーツの視点を意識して整備計画を検討する。
<p>スポーツによる地域コミュニティの活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のスポーツクラブや学校部活動等でスポーツをする人を地域で支えます。 ■ スポーツ関係団体と市民のつながりを深め、地域内の協働を構築し、若い世代から高齢者まで相互扶助の関係性を身に付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツ選手、来訪者等を地域で歓迎し、地域のコミュニケーションづくりを活発化 ▶ 町会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の団体との連携

(3) 役割

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツイベントにボランティアとして関わり、スポーツをする人を支えます。 ◆ 地域スポーツを通して地域の人と関わり、コミュニティの活性化に努めます。
<p>地域スポーツ団体（市スポーツ協会各支部、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域に根差した組織として、地域スポーツ事業の充実を図ります。 ◆ スポーツイベントに主体的に参画し、市民や民間企業等と積極的に連携し、魅力ある事業実施に努めます。
<p>民間企業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ CSR（企業の社会的責任）、CSV（共通価値創造）の観点から、地域の一員として地域のスポーツイベントの開催に協力します。 ◆ 地域連携の観点から、従業員が地域の構成員として地域スポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組めます。
<p>佐野市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大会やイベント自体の魅力向上や、やりがいのあるボランティア活動になるよう見直しを行い、ボランティア登録者を増やします。

(4) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
スポーツ大会、イベント、スポーツ合宿に協力するボランティア数	32人	1,800人

スポーツ大会やイベント、スポーツ合宿を盛り立てるために協力してくれたボランティアの人数を指標として採用します。市内スポーツ団体及びスポーツボランティア登録者への調査から数値を把握します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により低い実績値となっていますが、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を上回ることを目標とします。



クリケットワールドカップ予選大会会場の花のおもてなし（インフィオラータ）
作成に協力してくれたボランティアの皆さん

【基本施策3】 クリケットを活用した地域活性化



(1) 基本的な考え方

本市の特徴的なスポーツであるクリケットの「まちづくり」への活用については、平成28(2016)年度から令和2年度にかけての5年間には、国の地方創生推進交付金を受け、国際規格の広さと全面天然芝を有する佐野市国際クリケット場を整備するとともに、インバウンド誘客等の国外に向けての事業展開も視野に入れた『クリケットタウン「佐野」創造プロジェクト』による取組を進めてきました。

令和3年度からは市の単独事業となっており、令和4年度以降も引き続き国際クリケット場の利活用促進を中心としたインバウンドやツーリズム事業、そして市民による利用も促進し、経済交流、産業振興、教育・国際交流等へつなげることで地域の活性化を図り、クリケットをきっかけとした移住・定住につながる魅力的なコンテンツとなるように進めていきます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
国際クリケット場の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際クリケット場の利活用を促進します。 ■ クリケットをきっかけにして、様々な人材が、本市に移住・定住し、社会・経済の好循環をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本クリケット協会と連携し国際大会等の誘致 ▶ 市内外の事業者と連携した、国際クリケット場の賑わいや地域経済への波及につなげる事業 ▶ 市民利用の促進
クリケットを活用した国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリケットを活用したまちづくりについて、広く市民の理解を得るとともに、クリケットで訪れる諸外国の人々を受け入れる意識を醸成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外クラブのクリケット指導者を招致し市内小学校等でクリケット体験会を実施 ▶ 多くの市民がクリケットに触れる機会を提供

(3) 役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 佐野市の特徴的なスポーツ「クリケット」について理解を深めます。 ◆ クリケットを目的として市外から訪れた人を歓迎します。 ◆ クリケット場のイベントに積極的に参加します。
競技団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際大会や全国大会等を誘致して競技スポーツとしてのクリケットを盛上げます。 ◆ 市が行う事業に競技団体として協力します。
佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 競技団体と協力して、国際大会や全国大会等の誘致を行います。 ◆ 市民や地元事業者等と連携し、国際クリケット場の賑わいづくりの事業を実施します。 ◆ クリケットと国際クリケット場の魅力を内外に発信し、誘客促進と、市民理解・市民利用の促進を図ります。

(4) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
国際クリケット場を利用した人数	7,289人	20,000人
市内小中学校で、クリケットの指導を受けた児童生徒数	400人	1,000人

国際クリケット場は、「佐野市国際クリケット場条例」において、クリケットの普及とスポーツツーリズムを目的とした施設としているため、市外から来て施設を利用した人の延べ人数を成果指標とします。

また、国際交流事業として海外から招致した指導者による指導を受けたか、または、競技団体が主体となった指導事業を受けた児童生徒の延べ人数を成果指標とします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により低い実績値となっておりますが、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を上回ることを目標とします。

【基本施策4】生涯スポーツの推進



(1) 基本的な考え方

体を動かす喜びや、プレーする楽しさ、仲間と気持ちを共有できるスポーツ・健康づくりの意義を知らせるとともに、健康の維持・増進や青少年の健全育成面での効果、豊かな人生を送る生涯学習の普及から、市民がスポーツを身近に感じ主体的に行う姿勢を後押しします。

また、ライフステージに応じたスポーツ活動「スポーツ・イン・ライフ」を目指し、その環境整備と具体的な行動計画を提示し、市民のスポーツ実施率の向上を図ります。

そして、だれもが、いつでも、いつまでも、スポーツ・健康づくりを楽しむ「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、市内スポーツ団体と連携・協働しながらスポーツに親しむ環境づくりに努めます。



わんぱく陸上のトレーニング

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツ意識の向上	<p>■ スポーツへの関心を高め、好きなスポーツを行うことにより心身を健康に保ち、人生を豊かに生きることを奨励します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関やスポーツ団体と連携したスポーツ情報の提供 ▶ 広報さの、市ホームページ、SNS等を活用した情報提供 ▶ 地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進 ▶ トップアスリートとの連携し、スポーツに取り組む市民の意欲を向上 ▶ プロスポーツと連携し、市民が直接チームに触れる機会を創出
スポーツによる健康の維持増進と健康寿命の延伸	<p>■ スポーツによる健康づくりを奨励し、健康寿命の延伸につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康づくりにつながるスポーツ教室の開催 ▶ 健康体操等地域活動の奨励 ▶ 様々な企画の健康教室開催による運動習慣のきっかけづくりを提供 ▶ リズム体操やヨガ教室等の楽習出前講座の提供 ▶ スポーツテスト・体力測定を活用
スポーツ機会の創出	<p>■ スポーツ実施率の向上を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民参加型の生涯スポーツ、レクリエーションイベントの充実と市民への情報提供 ▶ スポーツ実施率の低い世代をターゲットにしたイベントの開催、運動プログラム等の提供 ▶ 自転車を活用したポタリングの推進
青少年の健全育成	<p>■ 青少年の健全な心身の成長を育むスポーツ活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツ少年団等の育成と支援

<p>スポーツ指導者の育成</p>	<p>■ 生涯スポーツを推進・指導する人材の育成・確保のため、研修会の開催や情報を提供します。</p>	<p>▶ スポーツ推進委員や地域のスポーツ団体等と連携・協力し、スポーツ指導者の育成を目的とした研修会等を開催</p> <p>▶ 県や市内スポーツ団体等が行う研修等への参加促進や情報提供</p>
<p>障がい者スポーツの推進</p>	<p>■ 障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現を図ります。</p>	<p>▶ 普及啓発イベントの開催等による障がい者スポーツに対する理解の促進</p> <p>▶ 障がい者、健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進</p> <p>▶ 障がい者スポーツの支援者の育成と活動の支援</p>

(3) 役割

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツの特性を理解し、スポーツに関心を持ちます。 ◆ 自らスポーツに親しみ、自分のライフスタイル・ライフプランにあったスポーツを行います。 ◆ 市スポーツ協会各支部、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等で地域スポーツに積極的に関わり、スポーツを通して地域の絆を維持し、世代間の交流等を図ります。
<p>地域スポーツ団体 (市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民が主体となり、地域をスポーツで盛り上げるとともに、青少年健全育成や高齢者の健康増進につなげます。 ◆ 地域住民のニーズに応えるとともに、専門性を発揮したスポーツ普及のための活動を行います。 ◆ 休日の学校部活動における指導者等の派遣について協力します。
<p>佐野市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民がスポーツに関心を持つ情報を提供します。 ◆ スポーツ教室や健康教室の開催、出前講座など、すべての市民が身近にスポーツを行うきっかけづくりを支援します。 ◆ 普段スポーツをする機会の少ない障がいのある人などに配慮した、誰もが共にスポーツに親しむことができる機会を提供します。 ◆ 総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ団体に対する活動支援として、学校体育施設(校庭、体育館等)の夜間開放等を行います。 ◆ 地域のスポーツ団体と連携し、休日の学校部活動の段階的な地域移行を推進します。

(4) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
週に1回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	40.9%	50.0%

この基本施策では、市民に生涯スポーツを推進するための働きかけを行った結果、市民のスポーツへの取組状況が向上したかを把握するため、「市政に関するアンケート」で実施されているこの成果指標を設定します。



市民体育祭（100メートル走）



市民体育祭（支部対抗綱引き）

【基本施策5】 競技スポーツの推進



(1) 基本的な考え方

オリンピックなどの国際大会や全国大会で活躍するスポーツ選手の姿は、観る者に感動と勇気を与えるとともに、人々のスポーツへの関心を高め、スポーツ振興につながります。国内外で活躍するトップ選手を本市から輩出する環境をつくり、スポーツの力で明るく健全な地域社会の形成につなげます。

高いレベルの指導を受けられる機会を提供することにより、自助努力では出来ない部分を支援し、選手の能力開発と育成を図るとともに、確かな指導力を備えたトップクラスの指導者が育つよう指導者の育成にも力を入れ、市内から有能な選手が育つ環境を整えていきます。

さらには、トップクラスの指導者が他の指導者に指導技術を伝授していく体制をつくり、市全体の指導力の引き上げを図ります。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
ジュニア選手育成	<p>■ 有望なジュニア選手の発掘・育成・強化を図り、選手のレベルアップにつなげます。</p>	<p>▶ トップアスリートによるスポーツ教室の開催</p> <p>▶ 専門家による基礎トレーニング講習会の開催</p> <p>▶ 競技力向上のための講習会の開催</p> <p>▶ ジュニアスポーツ賞表彰</p>
指導者の確保と資質の向上	<p>■ 指導者の中から、トップ選手を育てられる高いレベルの指導者を継続して育成します。</p>	<p>▶ 指導力向上のための講習会の開催</p> <p>▶ 上級指導者資格取得費用の補助</p> <p>▶ 学校部活動の指導者の発掘と育成</p>

地域スポーツ団体の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域スポーツ団体が、選手の競技力向上を推進することを支援します。 ■ 休日学校部活動の段階的な地域移行を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 競技力向上のための事業開催費用補助 ▶ 中学校の運動部活動にスポーツ指導者を派遣する制度の構築
-------------	---	--

(3) 役割

市民（選手・指導者）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 選手は、自らの競技力向上に努めます。 ◆ 競技力向上を図る制度の利用が可能な選手は、制度を利用し自らの能力を高めます。 ◆ 指導者は、自らの指導力を高めるために、上級指導者資格養成講習を受講します。
競技団体、地域スポーツ団体（市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 選手の競技力向上と指導者の指導力向上のために、必要な取組みを行います。
佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 競技力向上のための講習会の開催等、選手の能力を伸ばすための施策を講じます。 ◆ 上級指導者資格の取得を目指す市民に対して、費用の一部を負担します。 ◆ より専門的に高い競技力が求められる種目については、それに見合う著名な指導者を招聘します。

(4) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
全国大会等に出場する個人と団体	13組	165組

競技スポーツを推進する取組を行った結果、全国大会等の大きな競技会への出場機会を得られることにつながったかを把握するため、この成果指標を設定します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により低い実績値となっていますが、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を上回ることを目標とします。

【基本施策6】スポーツ施設の整備と運営



(1) 基本的な考え方

施策の目的であるスポーツに親しむことができる環境を整備するため、必要なスポーツ施設の整備を進める必要があります。

本市スポーツの中核施設である運動公園、田沼グリーンスポーツセンター、中運動公園などは、指定管理者制度を導入し、市民ニーズを踏まえ、魅力的で安心・安全な施設を提供します。また、老朽化が進んでいる一部の施設は、施設の長寿命化計画等を策定し計画的な改修に努めていきます。

また、スポーツ医科学の見地から、スポーツによる市民の健康づくりの推進と、アスリートの育成につなげるため、拠点となる施設整備を進めます。

さらに、コロナ後の施設の利用促進を図るため、指定管理者制度を引き続き導入し市民ニーズに合った施設の提供と、効率的な維持管理運営に努めます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツ拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ ニーズに沿った多様なスポーツ事業を実施できる施設の整備を図ります。 ■ 生涯スポーツ、競技スポーツをスポーツ医科学の見地から支援する施設を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運動公園陸上競技場等の拠点となる施設に必要な改修の実施 ➢ 他市の類似施設の事例等を研究し、必要な施設の機能、規模等を検討
計画的、効率的な維持管理運営と改修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の老朽化や人口構成比等を考慮し、計画的、効率的な対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国のガイドラインに基づくスポーツ施設長寿命化計画の策定と実施 ➢ 民間ノウハウを活用した効率的な維持管理運営
市民ニーズに合った利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が快適で身近にスポーツに親しめる場として利用者の 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民ニーズを知る民間事業者による施設運営

	需要に応じた施設を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校体育施設の市民開放*10 ➤ 障がい者や高齢者の利用を見据えたバリアフリー化の推進
--	-----------------	--

(3) 役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設を利用し、日常的にスポーツ・レクリエーションを行います。 ◆競技会等を観戦し「観るスポーツ」を楽しみます。
スポーツ施設を利用する個人・団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆受益者負担の原則に則り施設を利用します。 ◆施設の利用者の心得を守ります。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の平等な利用を確保し、多様化する市民ニーズやスポーツ観の変化を踏まえた管理運営を行います。 ◆市民の利用促進に努め、施設を活用した魅力ある自主事業を実施します。 ◆効率的な施設管理を行い、管理経費の縮減に努めます。
佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民ニーズにあった施設整備を行います。 ◆長寿命化計画を策定し、安心・安全なスポーツ施設を提供できるよう計画的に維持管理及び改修を行います。

(4) 成果指標

成果指標	令和2（2020）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値
市有スポーツ施設の利用者数	159,531人	680,000人
安全に使用できる市有スポーツ施設の提供数	32施設	42施設

この基本施策の効果を測る指標としては、適切な維持管理運営を行った結果、増加した施設の利用者数を成果指標とします。

令和2年度は、令和元年東日本台風の災害対応による施設の供用停止や新型コロナウイルス感染症の影響により低い実績値となっています。令和7年度は、令和元年東日本台風被災前の水準を上回ることを目標とします。

第6章 計画の進捗管理・推進体制等

1. 計画の進捗管理

本計画に掲げる取組は、施策の方針及び目標の達成に向けて、市が牽引役となり、スポーツ関係団体、民間企業、市民との連携・協働によって推進します。

したがって、本計画の取組を着実に実施するため、行政経営サイクルの考え方に基づき、年度ごとの事業の評価を行い、施策の方針や目標、事務事業の進行管理を行います。

また、本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、スポーツ推進審議会に諮問・報告しながら、適切な進行管理を図ります。

2. スポーツ関係団体の組織力強化と連携体制の強化

(1) スポーツ関係団体と市の関与

本市には、市民のスポーツの普及及び推進を図るために指導・助言を行うスポーツ推進委員や、佐野市スポーツ協会、佐野市レクリエーション協会などのスポーツ関係団体があり、それぞれの団体が活発に活動することで市民のスポーツ振興に大きな役割を果たしています。

今後とも、大会やイベント等の実施は、これら関係団体が自立的に実行する体制を構築することを目標とし、市はスポーツ関係団体の調整役として円滑な開催を支援するものとします。

(2) スポーツ関係団体に求められていること

スポーツ関係団体の活動には、総合型地域スポーツクラブに代表される市民活動、スポーツの多面的な意義（健康づくり、青少年健全育成、生涯学習等）を理解した活動、子育て支援、高齢者福祉などの他分野と連携した活動などがあり、それぞれがスポーツの普及・振興という共通目標に向かって、より積極的に互いの連携を深める必要があります。

そして、スポーツ関係団体は、スポーツ基本法において、事業を公正に行うため、その透明性の確保を図るとともに、事業活動において、自ら順守すべき基準を作成するよう努めるものとされており、各団体の自助努力により、市に頼らない自立運営が求められています。

(3) 連携体制の強化と計画の推進

市はスポーツ関係団体等と協力し、団体の健全経営に向けて組織力の強化と持続的な団体運営のために必要な支援を行います。

そして、スポーツによる地域活性化の実現に向け、国・県との連携はもちろん、市内の観光を始めとする健康、福祉、教育、都市計画等を担当する部署と情報を共有し、互いに緊密な連携を図りながら計画を推進します。

3. 多様な財源の確保

市内の生産年齢人口の減少の影響等により、将来的に市税を中心とする歳入の減少が見込まれる中で、高齢化による介護医療等の社会保障費の増加、老朽化した公共施設の維持管理費や改修費等の増大など、歳出の増加が見込まれ、本市における財政環境は厳しい状況にあります。そのような状況下で本計画を推進するには、市の財政状況の影響を受けにくい、多様で安定的な財源の確保に努める必要があります。

その一つとして、ネーミングライツ*11の活用やスポーツ事業の企業協賛など、積極的に民間資金を取り入れるよう努めます。

また、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ（toto）等の助成制度を活用し、競技施設の整備を推進します。

既存の市有スポーツ施設については、市民の誰もがスポーツに親しめるよう、施設のバリアフリー化、老朽化した箇所の修繕等の整備を計画的に行う必要があります。その財源の確保のために、受益者負担のあり方を検討し、市民の理解のもとで施設使用料徴収の適正化を図ります。

第7章 資料編

1. 佐野市スポーツ推進基本計画策定委員会設置要綱

平成25年11月22日訓令第14号

(設置)

第1条 スポーツによるまちづくりの調査研究を行い、もって佐野市スポーツ推進基本計画(以下「計画」という。)の策定に資するため、佐野市スポーツ推進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の原案を作成し、これを市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はスポーツ立市推進課長を、副委員長は政策調整課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業文化スポーツ部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表(第3条関係)

政策調整課長 市民活動促進課長 障がい福祉課長 いきいき高齢課長 健康増進課長
産業政策課長 観光推進課長 スポーツ推進課長 都市計画課長 学校教育課長 生涯
学習課長

2. 佐野市スポーツ推進審議会条例

平成 26 年 3 月 26 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、市長の附属機関として、佐野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関する事。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関する事。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関する事。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関する事。
- (5) スポーツ関係団体の育成に関する事。
- (6) スポーツによる事故の防止に関する事。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する事。

2 審議会は、法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3. 第3次佐野市スポーツ推進基本計画策定の経過

日付	項目	内容
令和3(2021)年 7月	政策調整会議 政策会議	・佐野市スポーツ推進基本計画の策定について
令和3(2021)年 8月10日	第1回スポーツ推進基本計画策定委員会(書面開催)	・佐野市スポーツ推進基本計画策定委員会設置要綱について ・佐野市スポーツ推進基本計画の策定について
令和3(2021)年 8月23日	第1回佐野市スポーツ推進審議会(書面開催)	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画の策定について
令和3(2021)年 9月1日	第2次計画に基づく関連事業の実績報告の提出依頼	
令和3(2021)年 11月10日	第2回佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画(案)について
令和3(2021)年 11月17日	第2回佐野市スポーツ推進審議会	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画(案)について
令和3(2021)年 11月24日、12月7日	臨時政策調整会議 臨時政策会議	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画(案)について
令和3(2021)年 12月17日	議員全員協議会	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画(案)について
令和3(2021)年 12月23日	佐野市教育委員会定例会	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画に対する意見について
令和4(2022)年 1月4日～2月4日	パブリックコメント	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画に対する意見について
令和4(2022)年 3月22日	第3回佐野市スポーツ推進審議会	・第3次佐野市スポーツ推進基本計画(案)について

4. 用語解説

1) 「する」「観る」「支える」(P.2)

「するスポーツ」はスポーツを実際に実践し、活動すること。スポーツをして楽しむこと。「観るスポーツ」は大会やイベントなどを観戦してスポーツを楽しむこと。「支えるスポーツ」はスポーツ関係団体の運営やスポーツの指導、大会運営ボランティアなどスポーツを支えるために行われる様々な活動のこと。

2) スポーツツーリズム (P.2)

スポーツ資源とツーリズムを融合する取り組みをいい、市民との協働により様々な地域資源を活用することで、誘客による社会・経済効果のみならず、スポーツによるまちづくり・地方創生につながる。

3) 総合型地域スポーツクラブ (P.6)

文部科学省が地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指すために行ってきたクラブのこと。クラブにより地域に合わせた多世代、多種目、多志向の特徴があり、より身近にスポーツに親しむことができる組織。

4) スポーツ少年団 (P.6)

日本スポーツ協会がスポーツを通じた青少年の健全育成を目的として事業を行っている団体の一つ。日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団の4つの段階で構成され運営されている。

5) SNS (P.8)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。フェイスブック、ツイッター、LINEはその代表格。

6) eスポーツ (エレクトロニック・スポーツ) (P.13)

複数のプレイヤーで対戦されるコンピューターゲーム、ビデオゲームをスポーツ競技として捉える際の名称。世界規模の大会も開催されており、プロゲーマー(ゲームをすることにより報酬を受ける人)もいる。eスポーツは、プレーするだけでなく、ゲームを観戦して楽しむ需要も多い。

7) DMO (P.19)

観光地域づくり法人。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

8) エコロジカルスポーツ (P.23)

施設を利用しない自然負荷の少ないスポーツのこと。

9) スポーツ推進委員 (P.25)

スポーツ基本法第32条に基づき、市町村または市町村教育委員会が委嘱する非常勤の委員で旧体育指導員のこと。スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行う。

10) 学校体育施設の市民開放 (P.37)

佐野市学校等施設開放規則（平成17年2月教育委員会規則第40号）に基づき、市教育委員会が管理する小学校、中学校、義務教育学校、教育センターを、学校教育の支障のない範囲でスポーツ・レクリエーション活動のために市民に開放すること。

11) ネーミングライツ (P.39)

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。権利を企業等に売ることによって施設の建設・運営費用を調達する手法。

5. 主なスポーツ施設

●佐野市運動公園

国体会場として市民体育館を整備し、テニスコート、野球場、市民プール、陸上競技場等を順次整備。

- ・市民体育館 : 床面積 1,512 m² (バレーボールコート 2 面)
観覧席 660 席、卓球室 234 m²、トレーニング室
- ・野 球 場 : メインスタンド 2,642 人
内野スタンド 3,492 人、外野芝スタンド
- ・陸上競技場 : 全天候トラック、フィールド内芝生
メインスタンド 1,400 人、日本陸連第 2 種公認競技場
- ・第 1 多目的球技場 : 人工芝 11,395 m²、夜間照明
- ・第 2 多目的球技場 : 人工芝 9,600 m²、
- ・多目的球技場 : 芝生 9,600 m²
- ・テニスコート : 人工芝 12 面 (うち 7 面夜間照明付)、ハード 2 面
- ・その他施設 : 弓道場、市民プール



運動公園陸上競技場

●佐野市アリーナたぬま

バスケットボール、バレーボール、ドッジボール等の球技の大会が市内で最も開かれている体育館

- ・アリーナ : 1,560 m² (バレーボールコート 3 面)
- ・サブアリーナ : 617.5 m² (バレーボールコート 1 面)
- ・トレーニング室、ランニングコース 1 周 176m



●佐野市田沼グリーンスポーツセンター

サッカー、野球、テニスその他、「どまんなかフェスタ」や「そばまつり」などのイベントでも利用される。

- ・ 野球場（メインスタンド 339 人）、多目的競技場、テニスコート、ゲートボール場等



●佐野市中運動公園

野球や陸上での利用が多く、公園やプールがあり子ども連れの利用も多い。

- ・ 野球場、多目的競技場、プール（50m、25m）



●佐野市国際クリケット場

国内初の国際規格に準じた広さを確保した本格的な天然芝クリケット場

- ・ 男女天然芝フィールド 各 1 面
- ・ グラウンド面積 : 42,549.3 m²
- ・ フィールド面積 : 27,140.1 m²（各ピッチ含む）
- ・ 天然芝ピッチ : 1,161.1 m²（男子 9、女子 7 レーン）
- ・ 人工芝ピッチ : 140.3 m²（男女各 1 レーン）
- ・ 練習ネット : 360.0 m²（3 レーン）
- ・ 観客席 : 約 500 席



第3次佐野市スポーツ推進基本計画

令和4年（2022年）3月

発行 佐野市

編集 佐野市観光スポーツ部 スポーツ立市推進課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3049

F A X 0283-20-3029

E-mail sports@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>